

令和4年5月10日

令和4年

上毛町農業委員会5月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会5月期定例総会議事録

1.日 時 令和4年5月10日（火）午前9時00分

2.場 所 上毛町役場 大会議室

3.出席委員及び欠席委員

出席委員 19名 欠席委員 3名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	奥野 和浩	○	15番	坪根 和男	○
2番	水嶋 久夫	○	16番	向本 忠久	○
3番	八坂 龍臣	欠	17番	小川 清志	欠
4番	宮秋 伸一	○	18番	木下 益美	○
5番	志摩 昌子	○	19番	磯田 三好	○
6番	前田 数彦	○	20番	青島 牧人	○
7番	横山 健一	○	21番	久元 一仁	○
8番	山本 直子	欠	22番	福田 政典	○
9番	今瀬 一高	○			
10番	久保 博文	○			
11番	喜多代 洋一	○			
12番	緒方 正行	○			
13番	松下 隆光	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局 事務局長 垂 水 勇 治 ○
末 松 直 幸 ○
向 本 泰 一 ○

4.議 案

- 議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第32号 令和3年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価(案)について

5.その他 ・令和4年度の最適化活動の目標について
・活動記録簿の記入について
・次回定例総会日程について

会議の経過

令和4年5月10日(火)午前9時00分開会

議長 皆さん おはようございます。

本日は、農業委員会5月期定例総会を開催致しましたところ、委員の皆さまにおかれましては、何かとご多用の中、ご出席くださいまして、誠にありがとうございます。

本日は、八坂委員、小川委員、山本委員から欠席の連絡がありました。上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から5月期、定例総会を開催いたします。

議事録署名委員の指名をいたします。議席7番横山委員、議席9番今瀬委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。議案第29号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の2ページをお願いします。

議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

今期分については貸借借権56件、使用貸借権12件でございます。まず、貸借借権分ですが、期間は1年、3年、5年、6年、10年となっております。対象作物は水稻等でありまして面積は、田が97,446㎡です。筆数は56筆で貸し手が26名、借り手が16名となっております。賃借料でございますが、現金では反当 7,000円～14,000円となっております。現物では、13kg～62kgとなっております。

次に、使用貸借権分ですが、期間は6年、10年となっております。

対象作物は、水稻等でありまして、面積は田が7,703㎡です。

筆数は12筆で貸し手4名、借り手2名となっております。

次のページから申出明細一覧表をお付けしております。

7ページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書の通り農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第29号については、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の

決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の8ページをお願いします。

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字尻高580番地2、地目は畑で、面積は278㎡です。

譲渡人は、京都市の●●さんで、譲受人は大字尻高の●●さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は、278㎡です。

この農地は4月の定期総会で空き家に付属する農地として、指定を受けたものです。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図・箇所図は次のとおりです。

申請農地は大字尻高の京築広域農道そばの農地です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

本案件については、松下委員が地区担当となりますが、いかがでしょうか。

松下委員 事務局の説明のとおりです。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第30号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして

議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の12ページをお願いします。

議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

申請農地は大字安雲433番地2、地目は田で面積は541㎡です。

申請人は、大字安雲の●●さんで、理由としては

一般住宅建築用地確保のためです。

一般基準としての転用の確実性については、資金計画書等により確実と思われれます。

附近の農地に対する被害の有無については、隣接農地の承諾と水利関係者の

承諾を得ております。

農地の区分は、第1種農地であります。例外規定「集落接続」に該当するため許可可能と判断します。

箇所図・位置図は次のページのとおりです。

申請農地は、大字安雲の集落内に位置します。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、緒方委員が地区担当となりますが、いかがでしょうか。

緒方委員 4月21日に現地確認しました。
隣地の関係、排水、農業に与える影響はありません。
審議のほどよろしく申し上げます。

議長 質疑に入ります。
何かご意見ご質問はありませんでしょうか。
(質疑なし)
ないようですので採決に入りたいと思います。
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。
(委員挙手)
ありがとうございます。全会一致により 議案第31号については、
原案のとおり可決決定されました。
つづきまして
議案第32号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてを
議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事務局 資料15ページをお願いします。
令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてでございます。
まず、15ページの農業委員会の状況は、令和4年3月末現在の状況です。
次の16ページをお開き下さい。
Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、まず訂正がございます
1.の現状及び課題の現状(令和4年3月現在)となっておりますが、(令和3年3月現在)の
間違いでございます。訂正をお願いいたします。
2.令和3年度の担い手への目標集積実績につきましては、654.6haで、目標を
達成しています。
3.目標の達成に向けた活動の実績ですが、農地中間管理事業を活用し、人・農地プランに

位置づけられている中心となる経営体への農地集積を行いました。

利用権設定が11月～5月分 売買については、6件となっております。

4.目標及び活動に対する評価ですが、目標数値は達成しており、評価としては担い手への集積は徐々に進んでおり、今後も実質化した人農地プランのもと集約化に務めていくこととして17ページをお願いします。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。

2の、令和3年度の目標及び実績ですが、参入目標1経営体に対し、実績は0でした。

3、目標の達成に向けた活動ですが、貸出希望農地や参入希望者の情報収集等の情報提供を行いながら産業振興課の窓口で就農相談の受付を1件ですが行っています。

4、目標及び活動に対する評価ですが、可能な範囲で目標に沿って行いました。

次の18ページをお願いします。Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価ですが、

2の解消目標は1.0haの減に対し、2.3haの減となり目標を達成しております。

これにつきましては、農地パトロールをさせていただき解消した分昨年度実施した非農地判断の実績をふまえて解消目標を達成できました。

目標の達成に向けた活動ですが、8月・9月の農地パトロールのほか、年間を通して委員が農地の利用状況をパトロールしております。

次の19ページをお願いします。Ⅴ違反転用への適正な対応ですが、委員の皆さまのご協力により、違反転用はありませんでした。

次の20,21ページは農地法に基づく事務に関する点検です。

1.農地法第3条に基づく許可事務は、15件

2、農地転用に関する事務 4条・5条 ですが、処理件数は16件でした。

3、農地所有適格化法人からの報告への対応ですが、14法人から報告がありました。

4、情報の提供等ですが、賃借料情報の調査にあたっては、428件のデータを活用しました。

産業振興課の窓口のほか町のホームページで公表しています。

農地の権利移動等の状況把握は、588件の事例を取りまとめています。

最後の22ページは記載のとおりです。

なお、本日審議いただいた後、町ホームページにて意見募集を行い次回6月期総会にて再度審議いただく予定です。

議案第32号については以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第32号については、原案のとおり可決決定されました。

以上で本日予定していた議案の審議は終わりました。

その他について事務局からお願いします。

事務局 では、その他について3点ほど説明申し上げます。

まず、令和4年度の最適化活動の目標についてでございます。

最適化活動の目標の設定については、令和4年2月に農林水産省から発出されたガイドラインに沿った内容で作成をしているところでございます。

今年度から様式・内容が変更となっているため県農業会議にも相談しながら案を作成し、次回6月期の定例総会にて議案としてあげる予定としております。

次に、前回4月期定期総会にて説明させていただいた「活動記録簿」の記入についてでございます。今回新しい様式を配布させていただいております。一人につき10枚お配りしています。

資料1は活動記録簿の新しい様式です。赤く囲んだ部分につきまして、記入をお願いします。

項目のところにつきましては、資料2の記入要領にありますように、大項目・中項目・小項目を記入してください。

詳しい記入方法につきましては、資料3のとおりとなっております。この資料は前回配付した資料の抜粋となっております。これまで記入してこなかった日常的な活動も必ず記入をお願いいたします。

4月の定期総会でもお話したとおり、月10回以上、活動記録簿を記入し提出をお願いします。令和3年度までと比べると、委員の皆さまにはご負担をおかけしますが、皆さんへの手当の財源となっている補助金の減額にもつながってきますので、ご協力のほどよろしくをお願いします。

なお、前回の説明の中で登記の地目が農地であるか、わからない場合対応について質問があり、その中で、写真を撮ってきていただければ事務局の方で確認ができるとの回答をさせていただき、国の運営する「農地ナビ」というインターネットのサイトや水田農業地区推進委員に確認していただき、その土地が農地であるかについて確認することができます。もしそれでわからない場合は事務局までご相談いただければと思います。

3点目ですが、次回6月期の定例総会については6月10日(金)を予定しております。

また、定例総会に欠席された方には、総会資料を郵送させていただいておりますが、

今回から欠席された場合には、後日役場まで資料の受け取りに来てくださいますようお願いいたします。

今回の活動記録簿をコピーしましたが、回数が少ない方もいました。

書き漏れがないかを確認してあれば追加で提出して下さい。

事務局からは以上でございます。

議長 委員の方から何かありましたらお願いします。

委員 活動記録簿は1か月に5枚出せばいいんですね。

委員 農地パトロールはどこに書いたらいいのかわからない。

事務局 農地パトロールは日時・活動時間など詳細を書いてください。

委員 10件くらいというが、お金がからむから、10件は少ないといけませんか。

事務局 国のガイドラインによって目標を10件にしています。

- 委員 パトロールは10回は回れない。
農地のやりとりをすることもほとんどないですし、
用地の問題についても、不動産屋・司法書士からになるので、農業の人と話すこともあまりない。
- 委員 成恒地区なんですけど、農業している人が少ない。
田んぼで人に会うことがない。他に去年の例とかをしめしてほしいです。
- 課長 例を書いているので見て下さい。
- 議長 国がしているのか 農地の見回りでいいならできるのでは
やってみないとわからない。
- 事務局 自分の管理している農地周辺の見回りをして下さい。
- 委員 毎月10件は難しい。
- 議長 トラクターで自分の農地に行くときに見回りをすることもできます。
- 事務局 毎回同じ道を通るというわけではなく、ルートを変えることで、見回りの範囲を広げることができます。
- 議長 他にないですか。
- 委員 利用権設定をしている人が亡くなった場合はどうすればいいのか。
- 事務局 経営者変更届を提出してもらっています。提出することで経営者が変更となります。
息子さんが経営者になれば、次回から息子さんと契約を結んでもらいます。
- 委員 相続人の名義にならないといけないですか。
- 事務局 基本は相続人になってもらいます。相続人ができない場合は個別に
相談してもらっています。
- 委員 利用権設定の内容を変更することができますか。
- 事務局 合意解約書を提出してもらえれば、新しい内容でその後契約をしてもらうことになります。
- 委員 大規模農家の方で農地の管理がきちんとできていない所があります。
できる範囲内で管理をきちんとしてもらいたい。景観もよくない。
- 委員 下限面積について、相続で5反以上が必要ですが、豊前市等は3反のようです。うちも3反になりま

近隣の市町に合わせたらどうでしょうか。

事務局 相続では下限面積の要件はありません。売買等の場合には、上毛町では下限面積が5反となっていて下限面積については毎年協議する必要があるため、その際に協議させていただきたいと思います。近隣市町の状況を確認したうえで、審議をさせていただきたいと思います。

委員 祖父母が亡くなって、年数もたって、利用権がきれてそのままになっているケースもある。相続もされてない 対応を考えてほしい

事務局 相続を放棄された場合とかあるので、今後考えさせていただきたいと思います。また、相続人がいない場合も調べて回答したいと思います。

議長 他にないでしょうか。

それではこれで5月期定例総会を終了します。

令和4年5月10日 午前9時25分閉会